

平成 26 年 6 月 30 日

◎三石委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。(14 時 00 分開会)  
御報告いたします。

西森潮三委員から、所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。  
本日からの委員会は付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、7 月 2 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りいたします。

日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題として、各部ごとに説明を受けることにいたします。

#### 《産業振興推進部》

◎三石委員長 最初に、産業振興推進部について行います。

産業振興推進部より 1 件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けるといたします。

最初に、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎中澤産業振興推進部長 それでは産業振興推進部からは、「まるごと高知レポート」について御報告させていただきます。「まるごと高知レポート」は、おおむね 3 カ月ごとに県内の事業者の皆様方や県民の皆様方に、地産外商公社の外商活動や店舗の運営状況などをお知らせすることを目的に、公社と連名で発行しているものです。

今回御報告いたします第 15 号は、平成 25 年度の事業活動の総括と本年度 4、5 月の活動状況、6 月から 8 月までの活動予定などを掲載しております。

公社の最も重要な使命であります県内事業者の営業活動の支援の面では、1 ページの赤字で記載しておりますとおり、仲介あっせん活動による平成 25 年度の成約実績が平成 24 年度の 2,603 件を大きく上回る 3,333 件、金額にして約 12 億 3,500 万円となりますなど、順調に成果が出てきております。こうした成果は、地産外商の主役を担う多くの事業

者の方々が熱意と工夫をもって、外商活動にチャレンジされてきた結果であると考えております。

本年度は、これまでの活動によりまして良好な関係を築いている卸売事業者の社内商談会に出展をするなど、この関係をさらに深めていき、より多くの成約を目指してまいります。

また、平成 25 年度のアンテナショップの売り上げは、物販・飲食を合わせまして4億2,000万円余りと、平成 22 年 8 月のオープン以来初めて年間の売り上げが4億円を超えました。年度当初に宗田節やカツオのタタキといった県産品や「まるごと高知」そのものがテレビで取り上げられたこと、「高知家」による注目度のアップなど、広告費に換算をしまして68億円を超えたプロモーションの効果に加えまして、店舗での日々の地道な努力なども相まって、こうした成果につながったものと考えております。

本年度に入りましてから、年度当初からの消費増税の売り上げへの影響を心配しておりましたが、ゴールデンウィークころからは客足が戻ってきております。昨年度を上回る売り上げを目指しまして、「高知家」プロモーションとも連動しながら、引き続き魅力ある店づくりを進めてまいります。

詳細は担当課長から御説明を申し上げます。

また、資料のもう一つの赤インデックス、審議会等のページに4月に開催いたしました高知県移住促進協議会の概要資料を添付しておりますので、御参照を願います。どうぞよろしく願いいたします。

#### 〈地産地消・外商課〉

◎三石委員長 次に、「まるごと高知レポート」について、地産地消・外商課の説明を求めます。

◎山地地産地消・外商課長 「まるごと高知レポート」第15号につきまして、御説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

平成 25 年度の総括、1 「県内事業者の営業活動支援」でございます。

外商活動につきましては、平成 25 年度から外商部門を2名増員いたしまして、7名体制で民間事業者の方々の外商活動の支援に精力的に取り組んでまいりました。

①個別企業への訪問につきましては、761 回の営業活動を行い首都圏の企業とのパイプを年々強くしますとともに、県の関係課また県内の関係団体とも連携しながら、企業訪問等に取り組んでおります。

百貨店等で行います②高知フェアの開催につきましては、前年度の50回を上回る63回のフェアを開催いたしました。

③「まるごと高知」を活用しました食商談会につきましては139回行い、多くの皆様に

県産品また県の食材を知っていただくために、外商の職員とレストラン・物販の職員が連携をしまして、「まるごと高知」を活用いたしましたセールス活動またPR活動を行っております。

④のスーパーマーケット・トレードショーやFOODEXといたしました大規模展示商談会への出展を進めております。スーパーマーケット・トレードショーにつきましては6団体58社が出展し、約8万2,000人の入場者がございました。ここからつながる成約も非常に多くなっております。このトレードショーに出品された商品の中から、消費者目線で買いたいと思う商品を選びますフード30選という企画がございまして、ことし高知県の商品が3品、平成24年度は5品、平成23年度は7品と数多く選ばれておりまして、高知県産品を注目いただいております。

また、FOODEXには24社が参加し、約7万6,000人の来場となっております、この中でも「鯉みそ」という商品が「ご当地味噌と醤油グランプリ」の味噌部門で最高金賞を受賞されるということで、こちらにも注目をいただいております。

⑤バイヤーやシェフ等の産地招聘は35件行っております。首都圏のバイヤーや飲食店のシェフの方々に実際に産地を見ていただき食していただきますとほぼ成約につながっておりますので、高知の産地に来ていただくことに力を入れております。平成25年の成果でございますが、赤い文字で記載しておりますように成約件数は3,333件、前年度に比べますと730件の増、うち定番採用が1,828件で、前年度から711件増と定番採用が着実に増加をしております。また、成約金額は12億3,500万円で前年と比べ4億6,700万円増となっております、今までの活動成果があらわれてきたものと考えております。

その下、2「商品の磨き上げの支援」でございまして。

外商活動を進めていくためには、常に消費者の皆様様の御意見を聞き、商品を磨き上げていくことが重要でございますので、「まるごと高知」における①テストマーケティング及び催事につきましては62社、179商品に参加をいただきました。食等を通じまして、首都圏の消費者の生の声を聞いていただき、よりよい商品につなげていただくよう、県内事業者の皆様が上京する際の交通費への助成等も行いながら実施をしております。

②の商品情報のフィードバックにつきましては、商品の販売状況や購買者の年齢層などのレジ情報を3カ月ごとに事業者の皆様様にフィードバックするとともに、スタッフが直接聞いたお客様の声もお届けするなど、商品の磨き上げの支援を行っております。

③店舗・外商活動の状況報告につきましては、高知県内の事業者の方々に地産外商公社の取り組みをしっかりとお伝えするため、日常の連絡などに加え「まるごと高知」の報告会を実施しております。昨年度は高知市と四万十市の2カ所で開催し、同時に「まるごと高知」の仕入れに関する商談会も実施しております。

その3「アンテナショップの運営」でございまして。

公社職員がさまざまな工夫を重ね、精力的に取り組むとともに、プロモーション活動も大きな効果をもたらした結果、①の売り上げでございますが約4億2,300万円となり、初めて4億円を突破いたしました。

②経常利益につきましては1,129万円で、これは家賃相当分としまして県に返還をされております。

公社では収支改善に向けましてきめ細かく取り組みを進めておりますが、昨年度の収益に影響が大きかった点といたしましてカツオの高騰がございましたが、最近は値段も落ちつき、仕入れルートも安定した価格で仕入れができるよう改善に取り組んでおります。

③の物販部門では、レジの職員も含めまして、毎朝天候や仕入れ、プロモーションなどを考慮いたしまして、日々の販売目標、販売戦略を確認し、翌日にチェックを行っております。

④飲食部門でも同様に、毎日朝礼で情報共有を徹底しております。

平成25年度はメディアやプロモーションの効果が大きく、5月には昼の生放送でレストランの初カツオが取り上げられたこともありまして、月間の売り上げは史上最高となるなど好調に推移いたしました。

その下、4「高知県情報の発信」でございます。

赤い文字で記載しておりますが、広告換算効果は前年の3倍以上となります68.1億円でございました。大きく増加した要因といたしましては、昨年からスタートいたしました「高知家」プロモーションによるもののほか、地産外商公社にプロモーション戦略局を昨年4月から設置しましたことで、メディアの方々も含めまして問い合わせの窓口が明確になったことで、今まで対応できなかった情報を細かく拾い上げたことができた、そういったことの積み重ねが大きかったのではないかと考えております。5月には初カツオフェアもテレビで取り上げられ、飲食・物販ともに非常に大きな売り上げにつながっておりますので、こうしたさまざまな効果が相まって広告換算効果が68.1億円となったものでございます。

その上の①観光ふるさとコーナーへの相談件数は1,217件で、御相談に対しまして丁寧に高知の魅力をお伝えさせていただいております。

また②の黒丸に記載しておりますとおり、「高知家」ファミリー募金に県内外の多くの方の賛同をいただきまして、平成25年度は8万5,189個のバッジを配布することができ、「高知家」が県内を中心として広く受け入れられていると考えております。

2ページをお願いいたします。

経済波及効果とこれまでの活動の成果の推移でございます。

左側のインプット（一般財源投入額）でございますが、一番上の県補助金は公社の運営に充てる部分といたしまして1億7,500万円でございます。その下、人件費（県直接支給分）につきましては、県からの派遣職員7名の人件費でございます。一部公社から出てい

る分もございますが、4,600万円ということもございます。家賃につきましては、年間家賃は約8,200万円でございますが、先ほど御説明いたしました公社の経常利益1,129万円を差し引きまして7,100万円となっております。この三つの合計額が2億9,200万円でございます。

右端のアウトカム（活動の成果）でございますが、1の成約金額が先ほど御説明いたしました12億3,500万円でございます。2の店舗での売上原価、これは「まるごと高知」が事業者の皆様から仕入れる事業者の売り上げの額が2.3億円でございます。3の観光客等の増加効果につきましては、一定のルールのもとで推計しておりますが、5.2億円となっております。

これら1～3を産業連関表に基づきます生産誘発倍率を用いました結果、経済波及効果が30.7億円、プロモーションの広告効果68.1億円と合わせまして100億円弱の成果につながっております。

その下の表は具体的な実績の数値を年度ごとに記載したもので、前年度を上回る形で取り組むことができました。

3ページをお願いいたします。

成約件数、金額の内訳でございます。

この数字につきましては、事業者の皆様へのアンケートで把握させていただいたものがございます。

平成25年度の成果の調査は、201社にアンケートをさせていただき173社から御回答いただきました。回収率は86.1%でございます。平成24年度と平成25年度で整理の仕方を少し変えておりますが、右側が平成25年度の内訳でございます。それぞれ積み上げをいたしまして、下から2行目、合計欄でございますが、件数が3,333件、成約金額は12億3,500万円でございます。

今後も日常の活動をしっかりと行いますことで、一つ一つ実績を積み上げてまいりたいと考えております。

その下の公社の外商活動についてのアンケートでございますが、アンケートを実施いたしました際に、公社の活動に対する事業者の皆様のお意見をいただいております。

左側、①「現在の公社の外商活動に対しまして、成約・販路拡大につながっているか」という質問に対しましては、「大きく役立っている」が34.8%、「役立っている」が39.1%、合わせまして73.9%でございます。

右側、「今後の公社の活動に期待をしているか」という質問に対しましては、「大いに期待している」と「期待している」を合わせまして97.8%でございます。

現時点では公社とのつながりが弱い事業者の方々につきましても、今後の公社の活動には期待をいただいておりますので、その御期待に応えることができるように取り組んでま

います。

1 ページ飛びまして、5 ページは売り上げと来店者数の推移でございますが、前年度と比較しました表が次の6 ページでございますので、6 ページの左上の表をお願いいたします。

青い棒グラフが平成 25 年度の売り上げになっております。平成 24 年度に大きなイベントがございました 10 月と 2 週連続で大雪に見舞われました 2 月を除きまして、前年度をそれぞれ上回っております。特に、左から二つ目の 5 月につきましては物販・飲食合わせまして 4,372 万 8,000 円と、月間売り上げといたしましては過去最高となっております。レストランでの中継、また「県庁おもてなし課」の全国上映、メディアでさまざまな県産品が取り上げられた効果が大きかったものと考えております。

その下には売り上げのランキングを記載しております。物販部門の上位につきましては、引き続きショウガ関連商品やお菓子などが人気で、前年度から大きな変動はございません。

7 ページからは、本年度の 4 月、5 月の取り組みを記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

昨年度の公社の活動、特に外商活動は大きな成果を上げることができました。先ほども申し上げましたが、アンケートにもあらわれております県内の事業者の皆様への御期待にこたえられることができるよう、本年度も引き続き県内事業者の皆様や首都圏の外商先とのパイプをさらに強化いたしまして、新たに外商にチャレンジする事業者の方々のサポートでございますとか、外商先の発掘と営業活動に積極的に取り組んでまいります。

また、昨年度からは大手卸売事業者との関係も強くなってきておりますので、大口の取引につながりやすい卸売業者との関係をさらに深めてまいりますとともに、「高知家」プロモーションとも連動しながら、事業者の皆様へ成果を実感していただけるような外商実績につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で産業振興推進部を終わります。

#### 《中山間対策・運輸担当理事所管》

◎三石委員長 次に、中山間対策・運輸担当理事所管について行います。

最初に、理事の総括説明を求めます。

なお、理事に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 それでは、所管の提出議題につきまして御説明を申し

上げます。

一般会計補正予算案を追加提出させていただいております。お手元の資料の右肩⑥の平成26年6月高知県議会定例会の追加議案説明書の4ページ、産業振興推進部補正予算総括表の補正額の欄及び5ページの総括表をごらんいただきたいと思っております。

交通運輸政策課から5億円の補正予算を追加提出させていただいております。この予算は、中央地域における持続可能な公共交通スキームを構築するため、土佐電気鉄道株式会社、高知県交通株式会社及び土佐電ドリームサービス株式会社の統合により新設される新会社に対し県から出資を行うものであり、関係自治体に求められておりました10億円の出資のうち、県として5億円を出資しようとするものでございます。

このほかに報告事項が1件ございます。四国への新幹線導入についてでございます。

四国4県や四国経済連合会などで構成する四国の鉄道高速化検討準備会が実施いたしました、四国における鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査の結果がまとまりましたので、これについて御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から御報告させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 〈交通運輸政策課〉

◎三石委員長 続いて、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎矢野交通運輸政策課長 それでは、中央地域公共交通新会社出資金につきまして御説明させていただきます。

お手元にお配りさせていただいております産業土木委員会の6月定例会補正予算と記載してございます資料の交通運輸政策課の赤色のインデックスのページをお開きください。

まず、今回の出資に至る経緯について御説明させていただきます。

中央地域の公共交通は、高齢化や人口減少等により利用者減少によりまして年々厳しい経営状況となっておりますが、これらの課題などに対して指導、助言を行うために、昨年の9月に中央地域公共交通再構築検討会が設置されました。そして、将来にわたって持続可能な公共交通スキームについて、これまで検討を重ねてまいりました。

その過程で弁護士や公認会計士などのアドバイザーが両者の詳細な調査を行いましたところ、両者とも非常に厳しい経営状況にございまして、自主単独での事業再生は困難であることが判明し、4月28日には両者の経営統合に関する再構築スキーム案の提案がなされました。6月2日には、このスキームの現実に向けた関係者の取り組み状況を検討会で確認いたしました。そして先週27日には、両者の株主総会で再構築のスキーム案が議決、承認された。このような経過でございます。

次に、将来にわたって持続可能な公共交通を実現するための再構築スキームのポイントについて御説明させていただきます。

ポイントは五つございます。

1点目といたしまして、今回の事業再生等公共交通の維持は、地域経済や社会への影響を最小限にとどめるため、法的整理ではなく私的整理により実施すること。2点目といたしまして、その手法は土電と県交通を会社法に基づく会社分割によりまして経営統合により新たな会社をつくりまして、古い会社は特別清算を行うこと。3点目といたしまして、経営統合に当たっては経営責任と株主責任を明確化すること。4点目として、自治体が新会社に10億円を出資すること。5点目として、関係する金融機関は最大で28億円の債権放棄を行うことの5点でございます。

最後に、自治体から新会社に対する10億円の出資に関する県の考え方について御説明を申し上げます。

このような要請に対しまして、県といたしましては、中央地域の公共交通は年間1,000万人もの県民の皆様や観光客の皆様に利用されておりまして、現状でも公共交通の果たす役割が大きい中で、仮にストップするということとなりますと県民生活への多大な影響がございますから、そういうことを避けるためには、公共交通の維持確保に一定の責務を有します行政の関与が必要であること。さらに、今後の人口減少や高齢化の進展を踏まえますと、交通弱者の移動手段として、またコンパクトシティ化の基盤として、将来的にもその公益的な役割はより一層大きくなるものと見込まれますことから、中央地域の公共交通を持続可能なものにしていくために行政の関与が必要であると、そのように考えております。

このような考え方に立ちましたとき、新会社が安定的な財務基盤や設備投資資金を確保し、公共交通を守っていくためには、当面は行政が100%を出資し新会社の経営に主体的に関与することが望ましいと、そのような判断に至ったものでございます。

こうした考えのもとに、先ほど理事からも御説明させていただきましたとおり、土電・県交の株主総会で新会社の設立に関する議案が議決、承認されましたことから、本日の5億円の補正予算を追加提案させていただくことになったものでございます。

どうぞ御審議のほどよろしく願いをいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎横山委員 いろんな事項等について理解したところですが、公共交通をこれから維持していく上において、新しい公共交通の取り組みが27日の株主総会で決まったことに対しまして、株主の皆さん初め、関係者の皆さんには、ほんとに敬意を表したいと思います。

そのためにも、今回の統合による新会社への移行あるいは経営状況等々について、県は大きな責任を持つ形になりましたので、十分議会と協議しながら、健全な経営に努めなければならないと考えております。

その中で二、三ちょっと十分な理解ができてない点がありましたので、質問をさせてい

ただきたいと思います。

まず、新しい会社の体系を第三セクター方式の形態で行うということで、これしかないかなと思うわけですが、御承知のように第三セクターは、公共のセクターの部分と民間のセクターの部分がある中で、それを統合して、お互いが出資して第三セクターという形になろうと思うのですが、今回は、市町村であっても県であったとしてもすべてが公共となるわけですが、そこらあたり公共の事業体としても第三セクターという形のすみ分けについて、県としてどのように考えておるのか。

◎矢野交通運輸政策課長 100%行政が出資する今回のケースにつきましても、あくまでも民法法人であります三セクということでございますから、そういう意味のすみ分けは当然なされていると考えております。

◎横山委員 それで、第三セクターとしてはもう公的なそういうような私権ばかりであったとしても、すみ分けは十分考えて、経営について問題はないということですか。

◎矢野交通運輸政策課長 先ほど申し上げましたように、民法法人の会社、三セクであってもそうでございますし、一義的に経営はその経営者に担っていただくものと考えております。

◎横山委員 これまでの委員会の中で、金谷理事は、経営状況が3年ぐらいで黒字経営に転換し、そして5年、10年という中で経営状況が改善されるときには民間の出資も求めていくべきではなかるかという話がありました。

このことは、非常に大切なことではないかと思うものの、銀行とのいろんな絡みの中でなかなか厳しい面も出てくるんじゃないかと思います。先ほど第三セクターの話で出た銀行団の皆さん方、大変長い間にわたって土電につきましても県交通につきましても経営支援をしてきた、その点については評価しなければならないと思うわけですが、今回のように2社が債務超過になったことについて、責任というのも銀行団も少しは持つべきと思います。

それで第三セクターという形ですので、銀行団にも出資をしていただくということが第三セクターとしての役割も果たすような形でありますし、銀行団に対しても、これまでの経営を支援してきた経過からいっても求めてもいいんじゃないかと思いますが、この点につきましては午前中の坂本茂雄議員の質疑の中に少し入っていたかなと。銀行団に支援を求めるといふ形の中に入っておるかなという思いがするわけですが、第三セクターとしてのほんとの姿、民間も入りそしてまた公共も入りというような形が望ましいと思いますので、銀行団の出資について、これまでの経過等について、少しお願いできたらと思います。

◎矢野交通運輸政策課長 当然、将来的にはそういう方向も考えていますけれども、今までの経過の中で、今回その両者の体質、経営規模が実質債務超過にあるという状況ですので、それを改善するために今回のスキームを関係者で確認したところです。

銀行の今の段階でのその出資につきましては、やはり銀行として正常な取引がなされる状態になったとき、具体的に言いますと、この5年の再建計画の中で3年目を目標にしておりますが、そういう一定の銀行として取引できる状態になったときということも一つの想定の中にあろうかと思えます。

したがって、現時点ではそのような状況にないということを知っております。

◎横山委員 銀行からそういう話を聞いたということですが、第三セクターということで、民間からやっぱり1社でも2社でもそういう経営に協力してくれる企業が出てくるのが望ましいわけですので、県として改めて銀行団に資本参加していただくという考え方で要請をする考え方があるのかなのか。そこらあたりどうです、理事。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 そのお答えをする前に1点、一番最初にありました100%行政出資で第三セクターというのかという部分があるところです。

極めて100%出資の部分で第三セクターというのも少し違和感がございますけれども、これも総務省で整理しておりますいわゆる第三セクターというその呼称、そういう整理で、今回の100%行政出資の部分も第三セクターという形で整理の範疇に入るということで、今回第三セクターという言い方をさせていただいております。

それと行政以外の出資の部分でございますが、やっぱり今回の会社のスタートはその10億円の出資、債権放棄してもやはり債務超過の状態です。金融機関との正常な取引状態であるその有利子負債が10倍程度の水準が一つの撤退の水準のようにもお聞きしてありますので、民間に対してその出資なりを求めていくにしても、正常な状態になってから考えていってはどうかということで、もともとのそのスキームを固める段階での基本の考え方が1点と、今回いろいろ金融機関も含めて債権放棄という形でかなり無理もかけておるところですので、加えて今回そういった出資というものもいかなものかということもありましたので、もしスタート時はそういった形で行政が前面に出る形、またその経営改善に行くまでには単に経済性だけでなく、どうしても足を守るという部分もありますので、この部分をしっかり守っていくためにも初めは行政のコントロールがしっかり効くような形のほうがいいだろうという思いもあって、こういう形にしたような状況でございます。

◎横山委員 銀行団6行ですか、先ほど申し上げましたように、土電にしても県交通にしても経営支援をしてきたというのは評価はせないかんとお聞きします。しかし、債務超過に陥ったことについて、やっぱり銀行団もある程度反省しなければならない点があるんじゃないかと。75億円の中で28億円の債権放棄をしていただくことはほんとに大きいと思いますが、けど、今までこういう債務超過になるような形の経営状況の中で貸し続けた銀行団の責任は、少しあるんじゃないかと。37億5,000万円のまた新会社の借入金、それがついて回るわけですが、その37億5,000万円の返済計画、ある程度理解したわけですが、具体

的にどんな計画を、県が一番出資者ですので、これからいろんな責任が県と市町村に出てくるわけですので、あってはならないですが、何か人身事故があったときも全て県になるんですよ。だから、十分議論した中での結論を出さなければならないと思うのですが、後の残りの 37 億 5,000 万円について返還の見通しとか計画等、できれば具体的に答弁をお願いできたらと思いますが。

**◎金谷中山間対策・運輸担当理事** 今回 26 億円～28 億円の債権放棄によって、やはり金利の負担の部分がかなり減ってきます。今両方で年間 2 億 5,000 万円ぐらいありますが、金利だけで言いますと、これが約年間 7,000 万円少しぐらいのところまで金利自体は下がります。

今の計画では、新会社に移す借入金は 37 億円余りですので、その設定金利も低くするということになるかと思しますので、そういった形で金利も両者 2 億 5,000 万円から七千数百万円ぐらいに落ちる。新会社はもう元本、金利合わせて支払いしますので、元本分で 5 年間で約 10 億円支払いが出ていきます。ですから、元本分がそういった形で減ることによって毎年度の金利の支払いもだんだん減っていくと。3 年で黒字転換、それから有利子負債倍率の適正化、債務超過状態の解消、この三つはそういったことを前提とした上で一応成り立っている計画と理解しています。

**◎横山委員** 新しい会社を 10 月 1 日から設立するわけですので、できるだけ身軽い状況の中で運営をしていかないと、大変なまた県民に負担を強いるようなことになったら大変です。

それで、けさの質問の答弁にあったかもわかりませんが、前向きに検討されようという中で金利負担の話、37 億 5,000 万円に対する金利がどれだけなのか。金利が今 3%ぐらいという新聞報道があるわけですが、37 億 5,000 万円で 0.5%であったとしても 1%だったらすごい金利になるし、将来的には大きな金額になると思うがですよ。

金利負担が軽減されることによって、乗客、市民の安心安全とかあるいは利用増等につながることでありますので、非常に大きなインパクトがあるんじゃないかと思いますが、前向きに検討されようという、それ以上の答弁は求めることはできないでしょうか。

**◎矢野交通運輸政策課長** 金利負担はこれから大きな要素になってくると思います。ただ、一般論としまして、貸出金利というのは、当該企業の信用度あるいは過去の取引実績などから個別に当然決められるものでございます。これまでの金利がどうであったか、あるいはこれからどうであるかということは、個別のそれぞれの金融機関の判断になるかと思しますので、県としてお答えできないと考えております。

**◎横山委員** 確かに銀行が融資するときには、それぞれの企業によって違うということは十分わかるがですよ。しかし、銀行は 26 億円～28 億円の債権放棄をしたとしても、後の 37 億 5,000 万円についてはもう心配のない債務者となったわけですよ。県、市町村が責任

持つということになりますので、だから安心して銀行もお金を貸す、これまでの融資についても返済してもらえ、今後についても融資をしていただけるような形の考え方もできるんじゃないかと思うわけですが、金利負担の軽減等についてはできんというたら、もうせんということながですか。

◎矢野交通運輸政策課長 金利負担の軽減については要請がなされていますけれども、県として判断できる話ではないと思っております。

◎横山委員 県がお金貸しているわけじゃないですから、できんのは当たり前ながですよ。その組織が身軽になるために、それからまた県民の足を守るために、県として銀行団に対して金利負担の軽減を求めることはできると思うがですよ。その点どうです。

◎矢野交通運輸政策課長 再構築検討会に参加してます県それから金融機関も、検討会に参加する段階から応分の責任と負担を負う覚悟で参画して、このスキームをお互い確認した状況でございます。

したがいまして、そういう要請があるということはお互い理解した上で取り組んでいただけるものと思っております。

◎横山委員 ほんとに今回の株主総会の決定というのは、高知県の公共交通の歴史的な決定だったと思うわけです。だから、株主ばかりじゃなしに、県民の足を守るためネットワークが軽い新会社をいかに設立するかに尽きると思うがですよ。そういうことをぜひ念頭に入れていただけることをお願い申し上げまして、終わらせていただきたいと思います。

◎森田委員 今回の経営統合、その前段の26億円、28億円の債権放棄、そして経営統合によるいろんなスリム化、新会社として意気軒昂に再出発をすると。それに当たっては機材のこと、路線の見直し、これを契機にしっかりと県民の負託にこたえて再スタートをきちっとする。経営陣も刷新され、これからの経営姿勢に大いに期待をしています。

その分、期待にこたえられる職員の意識の改革も必要です。税金投入で雇用の継続もありますが、県下一良質な企業としての自覚を持って、これほど大きな公共性のある企業はないですから、県民の足をしっかりとつないでいく。こういう意味で今回の出資は大いに意義があると。そういうことで、万全の体制で今回の支援をする、5億円についてはもう賛成したいと思っております。

ついては、やはり今議会でも随分出ましたが、その増収策です。その背景には利用者人口がどんどん減っていく、少子化、高齢化もありますが、要は人口減少で経営環境はよくない。

だけど中央地区は、ほかのローカルな県内の遠端部の公共路線からいうと、非常に経営環境はいいと、経営努力の余地がまだあるんだと。県が今回のオーナーになるわけですが、やはり机の上の経営努力じゃなしに、一番は利用者に乗やすい公共路線、公共交通は何かいいのか、何をしたら乗るか、その利用者目線、声を思い切り聞くことが利用者をふや

すことになると思う。

パークアンドライドなんかも机の上で考えたことでしょうか、利用者の声として、町なかには駐車場代も要るし、月に2万円も駐車場代が要るんやったら、郡部は駅までは車で行って、そこから先は飲むことも多いし乗っていこうと、定期券こうたら安いわと。こんなのも利用者目線のアイデアとして、政策として生きちゅう部分もあると思う。

これが年間四千数百万円ぐらいの売り上げ増になってるという説明もあったけど、政策的にベストな提案をしてもいいし、潜在的な利用者、もうちょっと安けりゃ定期券を買うのにとか、空気運ぶよりは売っちゃったらましと。飛行機もJRも一緒やけど、割引率が非常に今大きい。県も赤字になったら補てんせないかんのやったら最初から定期券をみんなに買ってもらうて、3割引、4割引を5割引か6割引ぐらいにして、これやったら買っておいて乗っても乗らんでもえいわと。ついては、夜の10時11時ぐらいまで運行してくれたらいいねと。

利用者の声を大いに聞いて、とにかく売り上げをふやす。利用促進増収対策、売り上げ倍増、こんな話をずっと聞き続けたき、そこやと思うがですよ。そのアイデアのためには、利用者の声を思い切り捨てた中から、一番制度になるやつを取り入れる。それと今回こんな公費を出して、あるいは銀行も二十数億円も債務放棄をしてくれるし、この機会に生まれ変わらんかったら、県内の優良企業としてもう立ち直れないと。この機会に単年度黒字になっていくような道を思い切り社内で探していく。

もう最後のチャンスかなと。だけど公共交通やから切り捨てるわけにはいかん部分もあるけど、大いに自負を持って頑張ってもらいたい、この機会に、そんなふうに思います。

◎三石委員長 要請でよろしいですか。

◎森田委員 それと最近もあったけど、脱法ハーブなんかもそこら辺にある。従業員、運転手の倫理観になると思うけど、飲酒運転だとかいうことをやると1回の事故で会社がひっくり返るぐらい、1億円2億円3億円という話になるんで、これはもうほんと従業員モラルになるんで、会社責任の事故になると経営者、県が責任を持つ話になるとこれは大変なことになるんで、そこら辺のことも踏まえて、優良な企業になっていくことを大いに期待して、出資の妥当性に賛成したいと思います。

◎黒岩委員 銀行の債権放棄の額が確定するのは大体いつごろになるんですか。

◎矢野交通運輸政策課長 10月1日の段階で、新会社とそれと清算会社に会社が分かれることとなります。分かれたほうの清算会社について、財産を処分していくこととなります。その財産処分が終わった段階で確定すると。

◎黒岩委員 そうなった場合に、それぞれその銀行ごとの債権金額というのは、これ発表されるんですか。債権放棄額。

◎矢野交通運輸政策課長 そのあたりは確認をしていますが、個々の企業の取り扱う

情報になろうかと思っておりますので、恐らく公表はされないと思われま

◎**黒岩委員** これまでメインバンクの四国銀行のコメント等は一応発表されてるんですけど、その他の銀行の声が全然出てこないんですよ。具体的な、ほかにどんな声があるんですか。

◎**矢野交通運輸政策課長** メインバンクの四国銀行が全体の6行の取りまとめをされております。そういう中で個々の話が当然あったのかもしれませんが、具体的には承知をしておりません。

◎**吉良委員** フォローアップ委員会の活用を図っていくということですが、そもそもそのフォローアップ委員会は、その交通維持活性化プランカルテに基づいてフォローアップしていくということですが、このカルテとか計画そのものは当然見直していくことになると思うんですけども、そこな辺のちょっと具体的な、どういう形でフォローアップしていくのか、どういう計画に基づいていくのか。

◎**矢野交通運輸政策課長** カルテですけども、それぞれの事業者の取り組み項目等々につきまして、実際の実施状況をまず確認をして、それに対してフォローアップ委員会の中でその内容について検証をしています。さらにその検証により新たな対策PDCAということで確認するような内容になっておりますので、今実施されてる事業についても同様にそういう対応の中でいろいろ見直しをして、お願い等々もしていきたいと思っております。

◎**吉良委員** そのカルテも当然変わってくるし、それはどこが起案して、そのフォローアップ委員会に検討するようにお願いすることになるわけですか。

◎**金谷中山間対策・運輸担当理事** カルテの様式とかチェックポイントというのは検討会で決めます。検討会の事務局は県ですので、県中心に各事業者とか有識者の意見を聞いてそういった形を決めます。

テーマはある程度その事業者が集まって昨年一昨年確認した項目が今ありますので、今回一元化しますとやはりその新たな施策とか取り組みも出てきますので、そういったものを加えた上で、その検証していく項目をもう1回洗い出しをするような形になろうかと思

◎**吉良委員** それから高知市との協議が非常に大事になってくると思うけれども、もちろん関係市町村もそうですけれども、高知市の吉岡副市長が6月の市議会の冒頭に、市町村のそれぞれの課題を出し合って、どういう形で新会社の経営に取り組むかを協議する場を構えていかななくてはならないと。地域づくり、まちづくりも含んだ視点で議論していきたいというふうに市も取り組みを活性化して、きょうも御答弁はあったわけですが、具体的に県として活性化に向けて、副市長がおっしゃっているような協議の場、今現時点どのようなスタンスでどうこれにかかわっていくのか。

具体的に、議決したら速やかに関係市町村とも協議をして新会社設立委員会に臨むと言

ったんですけども、そこの辺のちょっとスケジュールを明らかにしていただきたい。

◎矢野交通運輸政策課長 当然、関係する12市町村の御意見を集約して経営に生かしていくというのは当然重要なことだと思っております。

その一つとして、モニタリング会議がございますので、そちらに参画をしていただくという格好でそういう意見も吸い上げていきたいと思っております。

具体的なスケジュールにつきましては、まだいつの段階でモニタリング会議を設置するとかいうところまでは詰めたものは持っておりませんが、7月中旬に各市町村の議決をいただきますと、その後に速やかに設立準備会を設立して、これからの作業に入っていく中でそのようなことも検討していくことになろうかと思っております。

◎吉良委員 これも同じく市議会のほうで、そのバスターミナルの設置ということがまた課題になってくるんじゃないかと。これについて岡崎市長が、一定の広さの土地を確保せないかんということで、適地がないことや財政負担などを課題として挙げたということですけども、やはりその系統をしっかりと路線も含めて見直して、乗りやすい使いやすい、そして観光客も取り入れるということになると、大体そのターミナルは必要だろうし、交通結接点となると場所が限られてくるんですけども、この辺について県として今現時点でどのようなことをお考えなのか。

◎矢野交通運輸政策課長 きょうの知事の答弁でも、バスターミナル等々含めてそういう必要性についてはお話をさしていただいております。ただ、具体的にどの地点でというのは、まだ具体のものとしては持っておりませんので、これからの協議の中で関係、特に高知市になろうかと思っておりますけれども協議を進めていきたいと思っております。

◎吉良委員 普通に考えたら駅のとさてらす、あそこなんかどうかなと思うし、それぞれ論議を深めて適地を設定していただいて、利便性を確保していただきたいと思っております。

もう一つ財政的なこと、ここでさっきも言われてますけれども、両備の社長、小嶋さんですか、彼もそもそもその政府のこの補助金、補助制度がよくないんだと。赤字の額が幾らになろうと赤字になれば補助金が来ると。これが会社の意欲を減衰させて、今のような状況になってるという側面もあるんだということもおっしゃってますね。

きょう知事は、国に対しても予算ということもお話ししてたんですけども、その補助制度そのもののあり方について、やはり県として1.5車線化じゃないですけども、積極的な提言をしていくべきだと思うんです。ヨーロッパ諸国は赤字額じゃなくって、最初から額を決めて、これでやってくれというシステムにもなっていると。ですから、幾ら垂れ流しても赤字になってもいいんだみたいなことにはならないということをお嶋の社長はおっしゃってるわけですけども、それなんかについて、今どうお考えですか。やはり積極的な提起をしていくべきだと思うんですけども、どうですか。

◎矢野交通運輸政策課長 補助金の今の制度によって、市町村それから事業者の負担がふ

えておるといふ現状はずっと続いております。市町村からもそういう補助制度の改善要望等々がかねてからございますので、これまでも国に対して、補助制度の改善あるいは基準の見直し等々について要望をしてきています。ただ、なかなかオールジャパンのこともございますので、つながってない部分もありますけれども、今後も引き続き、そういう見直しについては、今まで以上に当然お願いしていくことになろうかと思っております。

◎吉良委員 理事はどうですか、そのあり方について。一定の方向性なんかをお考えですか。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 補助金のあり方でございますか。今の補助金の仕組み自体がある程度言いかえれば、総額確定した上でそれ以上は知らないよという形になっておるんじゃないかなと、個人的には思っています。

一定の運行補助のその額があって、それを全国の地域公共交通、路線バス、そういった部分の全額を見るのではなくて、いうところのそれぞれの会社の経費の全国的な基準を設けて、それを超えるものについては、これはもうそれぞれの会社の自助努力でクリアするなりカバーするなりという部分、最低限どうしても必要な部分については、一定の行政経費として見るべきという形の補助の今の仕組み自体は、極めて現実的な仕組みになっておるのかなという気はしております。

ただ、そうは言いましても、余りにもその利用者減少が厳しいがために、その部分の負担が国の負担の額以上に地方の負担がふえてきている、そういったその制度設計になっておりますので、その部分が我々地方と国ということ言えば、地方としてはもうそういった部分を国でもう少し見てもらえないかという制度の要望はやっておるといふところでございます。

◎吉良委員 両備の社長はそういうことじゃなくって、その赤字額が全然問われないということでの今の制度の欠点をね示してるんですね。どれだけの額になろうかよね一定のやっぱり補助が来るということですね、赤字額がどんなになっても。そういうふうなことを私は指摘してるんじゃないかと思ったんですけども、そうじゃないですか。そういう側面はないですか。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 今の補助は会社の赤字じゃなくって路線ごとですので、この路線の経費が100円かかる。これに対して収入が60円しかない。残りの40円を補助金で埋めるじゃなくって、この路線を1年間維持するには経費は80円あったらいいはずだという部分の基準を決めてますので、残りのそれを超える部分は会社の努力が足りないという仕組みになってますので、ですから、決して赤字の部分の垂れ流しでもないですし、それぞれその各事業者のインセンティブが働くという部分は今の仕組みとしては入っております。

ただ、それが高知市内のほんとに条件的に恵まれたところと、その郡部のなかなか人の

いないところと同じの今条件になってますので、そういった部分でいうと、これを一律適用すると非常に厳しい。その部分を地方の自治体が負担をするという、また事業者が負担をするという部分で、負担感が非常に高いということが少し現実的な問題になっておるのかなという思いはしております。

◎吉良委員 そうすると、やはり地域によってコストのかかり方によって、その1キロにかかる路線の必要経費は変わってくるということ。そうすると、高新で連載していましたが、コストを落として、その国の標準の路線単価に近づける努力をまずはせないかんということになるわけですね。

わかりました。いずれにしても、今回の県のこの方向性は非常に時期をとらえた、国の流れも含めて、あるいは県民の思いにも合致した時期にめぐり会えたんじゃないかと思えます。

本会議でも言いましたけれども、ぜひ新しい可能性のある高知の公共交通のシステムをこれを機会につくっていただいて、頑張っていたきたいと思っております。

◎梶原委員 これまで本会議の質疑、きょうの分もあわせて、ほんとに多くのことを各委員が聞いてきたんですが、その中で今回この県議会の議決が通れば、いよいよ新会社設立に向けてまた第一歩も踏み出されるわけですが、その新会社もこうずっと矛盾というか、ジレンマというか、そういったものを抱えての出発になります。というのは、民間会社として利益も出さなければならない。かといって、その不採算路線を初めとした県民の公共交通、地域の足も守らなければならない。

その中で現場の運営、従業員の方に対する処遇の質問も多々出ました。片や、これまで同業他社と比べて、県内の平均給与とも比べてコスト削減でかなり低い給料でやられてる、この現状に対する質問もあれば、公金も入れての話なので、従業員から給料改善に向けての要求が組合等々から来たらどうするかというような、従業員の処遇改善というのは、逆に安全面であるとか交通ですから危機管理上の問題でもあるわけで、そういったさまざまなジレンマを抱えながらの今後スタートになっていく中で、午前中、確か武石議員の質問にあったと思うんですけど、給与体系が同一業種で3体系で行って、それが統一できるのが3年後ぐらいまでかかると言われたんですが、そこもやっぱり従業員に頑張ってもらう意識を持っていただくために、その給与体系の問題はできるだけ早い期間に同一体系にできたらいいのかなと思いますけど、確か3年と言われてましたけど、3年かかる理由というのは何かあるんですかね。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 細かなその技術的のところは正直まだ承知はしてないんですけど、やはり3社でその体系が相当違うようにも聞いてますんで、そういった部分については、もう個々の労使の話し合いなりで本来給与については決まっていくものなので、一挙にとすることはなかなか難しいと。それと、やはり技術的にもその専門家

のアドバイス、専門家が入った形で整理していく必要もあるようですので、1年やそこらでというのは少しちょっと難しいというお話を聞いてます。

きっちり3年かかるのかどうかということについては、新しい会社の中で、実際その労使の話し合いの中で進めていくことになるかと思えますので、3年どうしてもかかるというものじゃないとは思いますが、おおむねそういったその過去の事例なんかも踏まえた上での、今の専門家のアドバイスのもとそういった計画であるという理解をしております。

◎梶原委員 黒岩委員の午前中の質問にありましたが、その関連子会社の交通事業以外の業務が民業圧迫に当たるんじゃないかという質問の中で、副知事はそれには当たらないという見解も示されたわけですが、実質これまで第三セクターが入札にも参加し、また仕事もという事例等々もあるという話もありましたけど、その第三セクターというのは、やはりその事業が必要だからつくった第三セクターがその事業をしてるわけであって、今回県はその公共交通、県民の足を守るという趣旨でこれだけの出資をして、実際公共交通、交通事業に関連ない子会社の営業も要は第三セクター的になるわけですから、そういったところが県のその指定管理なり委託なり、そういったことに対するプロポーザルを受けて正規になったとしても、やはり同業他社から見れば、県の出資した会社のプロポーザルを審査するわけですから、その辺は民業圧迫に当たるか当たらないのかといえど、やはり県民感情から言えば何かちょっとこうおかしいんじゃないかという思いをする、されるのも実際は事実だと思います。

そして、今回これだけの公金を投入するということは、やはり先ほどから言ってるように県民の足を守ると、そのために出資をするのに別の事業をやって、その事業は利益がかなり上がっていて、本業の不採算をかなりバックアップする、助けるというものでもあればですけど、以前確かその経営状況をお聞かせいただいたら、その関連、公共交通事業、本体以外での事業でもそんなに利益が出てるというわけではないので、それであるならば、やはりもうほんとにこれから、先ほど森田委員が言われた生まれ変わるという意味でも、交通事業に関係ないところはある程度切り離すのも行政の本気度を示す一つの手だてじゃないかなと思うんですけど、その辺のこの子会社への考え方はどうですか。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 この場で何ともよう申し上げますが、大きく新会社になった後も14の子会社がほとんど100%出資ですので、その会社の経営方針、戦略等については、親会社であるその新会社の影響というものは多分に出てこようかと思えます。

ですから、四つのその交通路線、バスをあくまでおる事業については、しっかりこれはもうその今の直営子会社という形でやっていくようになるかと思えますけれども、それ以外の部分につきましては、新会社の全体経営を考えていく中で、個々に判断をしていくような考えとお聞きしておりますので、新会社設立委員会が立ち上がって以降、順次そ

ういったことについての考え方が整理されていくと理解しております。

◎**梶原委員** 新会社が決めること、言われてることはもっともですけども、じゃあその新会社の今後の大きな方向性を決めるのに、やはり最大株主である県の意向というのもある程度明確にしていけないかと思うんです。そういったところで交通事業以外のことはもう切り離すかどうかの意はどちらかと言えばはっきりしていただきたいと思うんですけど、どうですか。

そういった関連も含めて黒字に向けてとにかく頑張っていくのか、もう交通事業一本で行くのか。

◎**金谷中山間対策・運輸担当理事** 問題意識を持って、県として新会社設立委員会で今後検討にかかわっていく際にはそういった視点は、御意見のあったことは受けた上で参画していく、また意見を申し上げていきたいと思えます。

◎**三石委員長** それでは質疑を終わります。

以上で中山間対策・運輸担当理事所管の議案を終わります。

続いて、中山間対策・運輸担当理事所管から1件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

四国への新幹線導入について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎**矢野交通運輸政策課長** それでは、四国への新幹線導入についての取り組みの状況について御報告をさせていただきます。

お配りをさせていただいております、産業振興土木委員会の6月定例会報告事項と記載しています資料の赤のインデックスのページをお開きください。

まず四国の鉄道の現状ですけれども、四国の鉄道は本州や九州方面等を結ぶ基幹的な公共交通機関でございます。大量輸送性あるいは定時性などの鉄道の特性を生かして、観光やビジネスなどの移動手段として四国各県の交流人口の拡大や経済の活性化に寄与をしています。

しかしながら、このページの左側に記載してありますように、四国の鉄道ネットワークはモータリゼーションの進展や高速道路の延伸あるいは人口減少等によりまして、利用者が減少しています。

したがって、鉄道会社の収支が悪化していることなどから、鉄道のネットワークの維持が年々困難な状況になりつつあるとされております。

また、経済活動の多様化あるいは情報化の進展などに伴って時間・距離の短縮が求められております状況において、四国の鉄道は本州方面と比べて高速化が進んでおらず、他地域との競争におくれをとっているという課題もございます。

このため、今後四国内外の交流を今まで以上に強化・拡充するためには、他の地域と比べておくれしている高速鉄道の整備が重要であると考えています。

このような状況を踏まえまして、四国4県ではJR四国と連携しまして、四国の鉄道の高速化に関する取り組みを行っているところで、その一つとしてフル新幹線による四国新幹線の導入の検討がございます。

四国新幹線の導入の取り組みについて御説明させていただく前に、資料には記載をしてございませんが、全国の新幹線に関する動向について御説明させていただきます。

まず、最近に開業しました新幹線としましては、平成22年12月の東北新幹線（八戸-新青森ルート）、平成23年3月の九州新幹線（鹿児島ルート）がございます。

また、現在建設中の路線といたしましては、北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線（長崎ルート）の3路線がありますが、このうち、今年度末には北陸新幹線の長野-金沢間が、また平成27年度末には北海道新幹線の新青森-新函館間がそれぞれ開通予定と聞いております。

対しまして、四国への新幹線導入につきましては、昭和48年に建設をすべきである路線、いわゆる基本計画路線として決定されまして、昭和49年から海峡部の調査が着手されましたけれども、紀淡海峡については平成22年に打ち切りとなっております、建設着手の前提となる整備新幹線への格上げに至らず、現在に至っております。

このような状況の中、整備新幹線への早期の格上げを目指して、平成23年11月に四国4県、地方整備局、四国運輸局、JR四国、四国経済連合会で構成します四国の鉄道高速化検討準備会が設置されました。この準備会では関係者間や地元理解を深めるための資料として、また、四国新幹線について基本計画から整備計画への格上げを国等に働きかけていく根拠とするため、昨年度に基礎調査を行いまして、去る4月の18日にその概要が公表されたところです。

それではお手元の資料によりまして、その概要等を御説明させていただきます。

2ページですけれども、今回の基礎調査の概要を記載しています。

今回の調査では、鉄道の抜本的高速化の柱となるフル新幹線を導入するケースを主に想定しまして、ルートとしては、昭和48年に国によって策定されました基本計画の、まずケース1ですけれども、大阪から徳島、松山経由をして大分へ至るルートの四国新幹線、次にケース2ですが、岡山から高知へ至るルートの四国横断新幹線、そしてケース3ですが、この四国新幹線と四国横断新幹線を組み合わせたこの3ケースの三つの案を基本といたしまして、概略路線の検討、事業費の試算などを行いまして、その上で今回の基礎調査の主要項目、いわゆるB/Cといわれる費用便益比や経済波及効果などについて試算を行ったものです。

その結果、右端のケースCですが、四国新幹線と四国横断新幹線の両線を建設するそのB/Cが1.0を超える結果になりました。

1ページへお戻りください。右端の赤枠で囲んだ部分に、今御説明させていただきます

たケース3の概要をお示ししています。

高知-新大阪間を鉄道で今移動いたしますと、現在では約190分、3時間強かかりますが、ここで3としてお示ししていますように、仮に新幹線が導入されますと90分でつながると見込まれておまして、約1時間半の時間短縮、100分以上の時間短縮が想定されております。また、その下の4としてお示ししていますが、B/Cが1.03、1を超える結果となっております。

この調査を実施いたしました四国の鉄道高速化検討準備会では、今回の調査でB/Cが1を超たことから、四国における新幹線整備の妥当性を確認したととらえておると聞いております。

なお、この調査結果が出された後に、四国新幹線の整備計画路線への格上げに向けまして、四国知事会、四国公共交通議員連盟、四国4県議会正副議長会、四国4県の知事、県議会議長などで構成します四国鉄道活性化促進期成会等々が、国に対して要望活動を行うなどの取り組みがなされておると承知しております。

四国への新幹線の導入は、時間・距離の短縮など観光やビジネス面での交流人口の増加が期待されますことから、地域経済への波及効果などにより県民生活に大きな効果をもたらすものと考えております。

しかしながら一方では、今回の基礎調査でもお示ししてありますが、多額の初期投資が必要になりますし、新幹線導入後の並行在来線の取り扱いについて議論もしていく必要があると考えております。

今後はこのような課題が見込まれていることについて十分に留意しながら、他の3県と連携し、国に対して、まずは国による調査の実施を要望しながら、四国への新幹線について、本県におけるメリット・デメリットの検討を深めますとともに、県議会の皆様あるいは県民の皆様、市町村の御意見等をお伺いしながら対応していきたいと考えております。

以上が新幹線についての御報告でございます。よろしくお願いをいたします。

◎三石委員長 それでは質疑を行います。

◎中面委員 運動で1つ抜けとったことを思い出して、あの北陸新幹線なんかはあそこの北陸の3県の商工会連合会がメインになって、やり始めてからもう30年、40年近くたったのかな、今から我々がやったとしても最短で20年ぐらいかなという思いがするんで、その商工会連合会に働きかけるに当たって、公共交通議員連盟から働きかけもしますけど、合同してやったほうがいいんじゃないかなという思いがしますんで、そこらあたりどうでしょうか。

◎矢野交通運輸政策課長 今回の基礎調査を実施しましたメンバーの中に4経連が入っています。その点についても、今後どうするかまだ具体的な回答はいただいておりませんが、課題意識として持っているという話は聞いています。

◎土居副委員長 この２ページの最後の端の米印のところ、在来線に、土讃線に近いルートで検討したらB/Cが0.75と、こっこの１ページは1.03とかなり差があるがやけど、岡山-高知いうたら、どういうルートで算段しちゅうがですか。

◎矢野交通運輸政策課長 今回のケースCですけれども、非常に大きな直線路線で計画していますので、今この米印でお示したような細かな路線とは若干異なると、路線のかけ方が異なるということで数字も変わってくると聞いております。

◎土居副委員長 それでは、こうやって数字が出ておるけれども、どこを通過するという具体的な場所云々はなくて、ほぼ直線みたいな形で計算しちゅうがですか。

◎樋口副部長 私が聞いているところでは、ケースCは、この1を超えるというケースは伊予三島まで、四国新幹線のルートを使って伊予三島のあたりから高知までがその専用というか、四国横断新幹線のルートとして考えるという形で、その経費が少ない形で試算されると1.03となると。

片や、今の土讃線のルートに近い形ですと、この備考にあるように1には満たないという結果になるということで、ケースCを二パターンというか、ケース1のダッシュというような形で試算された結果と聞いております。

◎三石委員長 それでは質疑を終わります。

以上で中山間対策・運輸担当理事所管を終わります。

#### 《観光振興部》

◎三石委員長 それでは、次に観光振興部について行います。

観光振興部より1件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

最初に、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎久保観光振興部長 本日は報告事項といたしまして、高知県立足摺海洋館あり方検討委員会の中間取りまとめにつきまして御報告させていただきます。

県の幡多地域、特に土佐清水市の拠点の一つとして運営をしてまいりました足摺海洋館につきましては、昨年度行いました耐震診断で補強の必要があると診断をされております。この結果を踏まえて、館の改修等を行っていく上で、幅広い視点から館のあり方を検討していくため、ことし2月に検討委員会を設置し、海洋館のみならず竜串地域全体の観光地としての方向性や、時代とともに移り変わる観光客のニーズに対し、また、すばらしいロケーションを生かした館の新たなコンセプトにつきまして活発な御議論をいただいていたところでございます。

本日は、これまでの検討内容の中間取りまとめにつきまして御報告をさせていただくものでございます。今後は、本日の産業振興土木委員会や次回のあり方検討委員会での御意見も踏まえ、最終の報告として取りまとめたいと考えております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

#### 〈地域観光課〉

◎三石委員長 次に、県立足摺海洋館のあり方検討委員会中間取りまとめについて、地域観光課の説明を求めます。

◎岡田地域観光課長 中間取りまとめのポイントを報告させていただきます。

ことしの2月にスタートしました検討委員会では、これまで3回開催しておりまして、海洋館のあり方について、それぞれ委員の皆様の立場から御意見をいただいているところです。

これまでの議論では、一つ目にはまず、海洋館は竜串地区だけの視点ではなく、広域の幡多エリア、また国から指定を受けております足摺宇和海国立公園にとっても集客のかなめとして必要であること、またもう一つには、現状の水槽を見せる、展示物を見せるだけの機能ではなくて、先日の出先機関調査でもごらんいただきましたあの海沿いの立地というすばらしいロケーションを生かした、目の前の海も含めて竜串地区をそのまま自然の水族館として演出できるような新しい海洋館として生まれ変わるべきとの方向性になっております。

お手元の中間取りまとめ資料1ページをお願いいたします。海洋館の概要です。

海洋館のオープンは、昭和の50年5月であります。その背景には、まず足摺地区が昭和の30年に国立公園として指定を受けておりまましたが、昭和の47年宇和海エリアを追加いたしまして、足摺から宇和海にかけてのエリアが国立公園に昇格することを機に、当時県において海洋学園構想を策定するなど、この海洋館や隣接いたします海底館、ホテルなど官民挙げて竜串地区の観光開発に着手したものです。

施設の特徴や規模としましては、土佐清水を中心に黒潮に泳ぐ魚類や無脊椎動物など約200種類、3,000点の飼育展示を行っております。メインは直径9メートル、高さ6メートルの大水槽、資料では海洋水槽と表示しておりますが、そのほか中小30以上の水槽で展示をしています。水族館の人気につきましては、入り口近くのゴマフアザラシそれからマンボウ、大水槽にいるシノノメサカタザメなどになっております。

運営につきましては、オープン当初から株式会社高知県観光開発公社に委託しておりまして、館長以下、公社の職員で対応しているところです。

2ページ目が、入館者数の推移等になっております。入館者のピークは開館4年目の昭和54年の約11万人となっております。これは前年の昭和53年に当時の昭和天皇が足摺に

お越しになられたということで、昭和 54 年がピークになっているものです。その後、平成 5 年には瀬戸大橋開通や当時の好景気を背景にいたしまして、10 万 5,000 人の入館もありました。最も少なかったのは、アスベストの改修工事を約 5 カ月間ですけれども、実施いたしました平成 17 年の 3 万 4,000 人となっております。

下になりますけれども、委託料は平成 19 年以降は 5,000 万円弱で推移しております。また、入館料収入も昨年度の実績で 1,840 万円となっております。ちなみに、入館料は大人が 720 円、年間パスポートは 1,000 円です。子供はそれぞれその半額となっております。

資料の 3 ページをお願いいたします。検討委員会の設置と経過についてです。

昨年度実施いたしました耐震診断におきまして、耐震性能が 0.36~0.56 という形になっておりまして、震度 6~7 規模の地震でも危険性があるという結果が出ております。耐震診断の結果を踏まえまして今後の海洋館の改修等を検討するためにも、これまでの取り組みの検証とこれからの海洋館のあり方、幅広い視点で検討するために委員会を設置したものです。

資料の右側に検討委員会の名簿がありますけれども、地元土佐清水市の市長を初めまして、竜串・幡多地域の観光関係団体、全国的な視点といたしましては旅行業の専門家、それと国立公園の関係でも環境省の職員にも入っていただいております。また集客施設をシンボルとした地域づくり、町おこし、こういった視点でも専門家に入っているところです。あと、水族館の専門家としては日本を代表する海遊館からも御参加いただいております。委員会の委員長はリクルートの沢登部長さん、副委員長には海遊館の西田館長さんをお願いしております。

検討会の経過はことし 2 月 20 日にスタートしまして、初回はそれぞれの立場からフリーに御意見をいただいたところですが、その中では竜串地域の個性を生かして、その情報発信や集客の拠点としてやはり海洋館は必要であるという認識で一致しております。第 2 回は近隣の先進事例ということで新屋島水族館、こちらは民間経営となっておりますけれども、地元の方々を中心にいかにそのリピーターを確保するかといったその接客の点でありますとか、また物販収入、収益部門の重要性、そういったところをメンバーで研究したところです。前回の第 3 回では、西田館長から最近の水族館のトレンド、例えば外からお客さんをお呼びだけの視点ではなく地域との連携に取り組んでいる例でありますとか、これからの水族館に求められる機能、今後の方向性、例えば絶えず水族館の置かれた環境に対応できる機能、変化する自然環境や社会環境に対応できることが必要なことなど、海洋館の今後検討する上で非常に貴重な御意見と情報提供をいただきまして、委員の皆様方から中間取りまとめに向けての基本的なあり方、これについて御議論をいただいたところです。

こうした 3 回の議論を踏まえまして、次の 4 ページですが、こちらには取り組みの検証

と基本的なあり方として整理しております。

中ほど上の海洋館の必要性、あり方の項目にありますとおり、ポイントといたしましては黒丸がありますけれども、例えば三つ目の黒丸、国立公園の立地条件を生かしてビジターセンター機能を誘致していくことや、ことし地元で組織化されました日本ジオパークの認定に向けた取り組み、そういったものとの連携、また五つ目の黒丸になります、単にリニューアルするのではなく、この改修等を機にいたしまして、地域で集客できるシナリオが必要といった視点が議論されております。

①②にありますとおり、海洋館はやはりその集客のかなめとして、自然環境を学ぶ教育の場として地域にとっても必要、この地域は竜串地域であり幡多地域であり、またこの足摺宇和海のエリアにとっても必要という認識になっております。

これで海洋館を竜串全体の自然の水族館ととらえてのあり方が必要といったことなどを、意見としていただいているところです。

その下になりますけれども、竜串、幡多地域それから足摺宇和海の四国西南地域にとって必要な施設となるためには、やはり10年20年の長期的な視点でのコンセプトが必要になると思われま。それらを明確に打ち立てることで、全国に誇れる水族館として、高知県全体への誘客にも寄与できる施設として考えていきたいと思っております。

そのためには海洋館のある竜串地域がどうあるべきかを次の5ページに、竜串エリアが目指す将来像としてまとめております。竜串の最大の魅力は、何といたしましても目の前に広がる豊かな海とそこで暮らしてきた人々そのものが、お客さんに売り出していけるすばらしい資源だと考えております。

中ほどのエリアコンセプトですが、海洋館を核にして竜串全体を自然の水族館として位置づけまして、人の感性、五感で感じることでできる水族館となるべきとの整理です。

五感で感じられる項目といたしましては、一つ目は海の歴史、その地域、海で生まれた文化や地形にありますジオパークなど。二つ目は海の営み、目の前の海を思い切り体験できる、そういった取り組み。三つ目は海の恵みということで、豊かな食材、地域の新鮮、おいしい魚介類などということになっております。四つ目が海で生きる、まさに地域の人々の暮らし、語り部との交流です。あの人の話を聞きたいと思わせるような、そういった語り部との交流も大きなポイントになってくると考えております。

幡多地域などほかのエリアとの連携では、山の視点では、少し規模は小さいんですけれどもきらりと光るトンボ公園でありますとか海をはぐくむ山の資源、それから川では全国ブランドとなっております四万十川、また国立公園エリアに視点を広げれば、土佐湾の黒潮、深海の神秘など、海・山・川の視点でもお互いに連携することにより相乗効果を発揮できる、そういった資源が多数あると思われま。

こうした各地域の連携した取り組みを展開するためにも、右側に整理しておりますが、

地元土佐清水市のみならず、海遊館を初めとした関係団体、幡多の広域エリア、それから国立公園ではビジターセンターなど、環境省との連携も視野に入れていきたいと考えております。

竜串地区や広域的な視点の中におきまして、その海洋館自身がどうあるべきかを整理したものが6ページになっておりまして、海洋館が目指す将来像、館のコンセプトを整理しております。

前回の西田館長からの御意見や情報などをもとに整理したのですが、今の水族館に求められるものでは児童生徒を中心にした教育であり、地域の生物の研究であり、また自然環境の保全、そして飼育動物の展示によるいやし効果とここにしかないといった個性が求められるというふうになっております。

NEXTといたしまして、これからの水族館では水中や陸上といった区分なく、生き物の多様性を演出できる機能が求められること。また将来まで持続できること、それと進化すること。進化といいますのは、ただ単にこう前に進むだけのイメージではなくて、先ほど来申し上げております地球環境や社会環境も含めて水族館を取り巻くこの環境に対応できる、そういったことが求められるイメージとなっております。

そのために必要な機能といたしましては、中ほど水色の項目になりますけれども、シー・アクアリウム竜串といたしまして、竜串地域への集客はもちろん海洋館からほかの地域へ波及できる機能が重要と思われれます。地域におけるエントランス機能や地域の出入り口として、また総合案内となる機能、すばらしい自然や資源などをまとめて伝えることのできるビジター機能、地域の生活や知恵といった地元の人々との触れ合いの機能、また、ほかにはない個性では竜串の海には、これは意見で出たところですが、この竜串の海には150種類ほどいると言われるアメフラシ、これも非常にとんがった個性だと思われれます。

また、近隣では海遊館の以布利センターもございます。高知大学の黒潮センターなど、大学や研究機関との連携もこの地域を生かしたオンリーワンとして非常に重要なポイントだと思われれます。

これから復活すべき機能の面では、中ほど左の緑の項目ですけれども、収益の面におきまして重要となる物販機能、それからもう既に一部取り組んではおりますが、地元の食料料理教室や海洋堂との連携によるグッズの販売、また右側の運営面の工夫では、何といたしましても入館者を確保するためのリピーターの確保、また行きたいといった接客を初め、常に変化をしていくサービスの提供、こういったことも充実させることによりまして、新しい海洋館が全国に誇れる施設になるのではないかと考えております。

日ごろ地元の方々が生活しているだけではわからない、地域のすばらしい資源を掘り起こしまして、それらを地域としての、またほかの地域と連携しながら情報発信することで、一番下の欄になりますけれども、豊かな地域、この竜串の存在価値を高めながら売り出し

ていけるのではないかなと考えております。

7ページが、これまで説明をさせていただきました連携のイメージを現地の地図に落とし込んだものです。竜串にたくさんいると言われますアメフラシも、非常にカラフルなのが多くございまして、その一部を左側にピックアップをしております。アメフラシは見た目以上にどうもうな種類といたしまして研究価値は非常に高いそうですので、また加えてそのアメフラシを専門的に見せている水族館は今のところないといったところですので、この竜串のオンリーワンにはまさに打ってつけではないかなと考えております。

次回、最終回での議論のポイントは8ページに整理させていただいております。

竜串地域の、またこの海洋館のコンセプトを生かしていくためには、これまでも議論を進めておりますけれども、一つ目が施設の機能、お客さんを受け入れるエントランス機能、先ほど申しあげましたオンリーワンによる集客のコンテンツをどのようにするのか。また二つ目が施設の運営、ここも大きなポイントの一つですが、どこが実動部隊となって担うのがベターなのかといったところです。三つ目が地域内外との協働、地域の方々や広域的にどのように連携していくのか。四つ目がこれら全体をマネジメントする機能・体制、運営方針や目標を設定いたしまして、その進捗管理などを担っていく機能も必要と考えております。

一番下の項目になりますけれども、最終の取りまとめを踏まえまして、今後予定している基本計画の策定に進んでいく中で、専門のコンサルタントなど専門家にどのように検証していただくのか。また、海洋館を改修するための費用対効果、地域への経済波及効果などについてどういった方向性で整理していくのかを、御意見をいただければと考えております。

以上が、これまでのあり方検討会で議論されてきた内容を整理いたしました中間取りまとめとなります。何とぞよろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 5ページ目の竜串全体が大きな自然の水族館ちゅう中で、海の営みを感じるシュノーケリングが入ってるんですが、もう四十数年前ですけど大学生のときに、海底館ができる前だったんですけど、ボンベ背負ってスキューバダイビングやったことがあって、強烈な印象に残るくらい物すごいきれいなんです。海底館ができることによって、あそこ周辺のスキューバダイビングが全部禁止され今全くできてないし、シュノーケリングがもしできる地域があれば、多分グラスボートがあるんでそこの競合が問題になるでしょうけれども、あそこの海域は造礁サンゴの群れが物すごい広い範囲であるだろうと思うんです。それが海洋館にどれだけ客を呼び込むことになるかはわかりませんが、柏島見てもわかるように、あそこはスキューバがメインなんですけど、年間2万～3万人来てるんじゃないかな、スキューバだけで。そういう人間が来とるわけですよ。ここもそのポテン

シャルを持ってるんですよ。

あそこあたりよく僕はオートバイで走るんだけど、泳いでる人いないんで多分禁止されてるんじゃないかと思うんですが、海水浴は。そこらあたりどうなんですか。

◎岡田地域観光課長 昨年のはた博を契機にしまして、地元の竜串観光協会がバナナボートとかそういった体験施設、体験ができるプログラムを提供しています。その中にシュノーケリングも一部取り入れまして、非常に人気があると聞いておりますので、そういった取り組みもぜひ、その全体を自然の水族館に位置づけする方向で行っておりますので、取り入れていきたいと考えております。

◎中面委員 柏島あたりは県外から来て、地元で店やとる人がいるんですよ、ほかの人を呼び込むのに。外からの目が大切なんです。そういういろんな、例えば柏島のダイビング業者なんかと意見交換しながら、今後、この場所でどこどこにいいポイントがあるかとかいうのをやって、ぜひ地元でシュノーケリングを広めてください。

◎三石委員長 ほかに。

◎横山委員 ちょっと5ページ、他のエリアとの連携と、山・川・深海とかいうような形があるがですが、ここへ一つ太陽も入れて、宿毛のだるま夕日というようなものもいいんじゃないかと思うんですが、幡多全体でとらえなければならぬと思うがですよ。そのコンセプトいいんじゃないかという気もしますが、まあそういうことで、えいとか悪いとかはまたどうぞ検討してください。

それから8ページ、今後、最終報告に向けて作業がなされるわけで、いろいろ予算的な面もあると思うんですが、やっぱり将来的に後悔の残らないような海洋学園公園としてぜひお願いしたいと思います。

その中で、施設の運営等について、まだこれからの検討段階と思うんですが、やっぱり大阪の海遊館の支援も欠かせんと思うがですよ。大阪海遊館と竜串海洋館のドッキングというのは非常にすばらしい面がありますので、それからまた海遊館にはいろいろなノウハウがありますので、そこらあたりを加味していただけたらと思います。

ちょっと地元のこと。あの竜串には海の貝のギャラリーがあるがですわ、知ってのとおり。そんなにお客さん来てないんじゃないかと思うが。あれ、しかし、すごい財産やと思うがですよ。今回、竜串全体の観光振興と幡多全体のという思いの中で、海のギャラリーは市独自で管理委託して経営していただいとるわけですが、あこらあたりも、今回検討される海洋館の中にやはり取り入れるというか、連携を図るとかいうことも必要ではなからうかと思いますが、これ地元で将来的に足摺海洋館、竜串全体を活性化することで土佐清水市それから幡多郡とか高知県という思いもあって、ちょっと今述べさせていただいたがですが、そこらあたりの意見もあったということで、また検討会の中で少し議論していただけたらと思いますが、部長でも課長でもこのことについて。

◎久保観光振興部長 おっしゃるとおりだと思います。もっと言えば、海のギャラリーだけではなくて海底館なんかも一緒に、その全体竜串の中で検討していくということが大変必要じゃないかなと思っています。

◎三石委員長 それでは質疑を終わります。

以上で観光振興部を終わります。

### 《土木部》

◎三石委員長 次に、土木部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎奥谷土木部長 それでは、6月議会に提案しています土木部の議案について御説明申し上げます。

土木部から提案しています議案は、「高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案」及び「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」など4件を提案しておりますが、これらにつきましては後ほど担当課長から御説明いたします。

その他報告事項といたしまして、須崎土木事務所における収入印紙の不適正管理についてなど3件の御報告がございます。

後ほど担当課長から御報告いたしますが、このたび須崎土木事務所におきまして、一部の収入印紙を出納簿に記帳しないまま平成20年度以降保管していたことが明らかになりました。調査の結果、平成20年3月末時点で帳簿に記載されている収入印紙額に対して、収入印紙そのものが不足していたことも判明いたしました。

今後こういったことが二度と起こらないよう、職員に対して、適正な公物管理を行うよう徹底してまいります。

続きまして、平成26年度の各種審議会等の審議経過等につきましてはこの赤いインデックス、審議会等を書いてあります一覧表のとおりでございます。

次に、付託案件ではございませんが、お手元に配付されております資料の中に、平成26年度高知県一般会計事故繰越使用報告というものが含まれてございます。

青いインデックスの事故繰越というインデックスの1ページ目をごらんください。

表の真ん中、12款、土木費、その第2項、河川費というのがございます。

二つございますけども、まず和食ダム建設事業費でございますが、この案件は、安芸郡芸西村西谷において実施しております和食ダム建設工事に伴い、仮設備ヤードののり面掘削を行ったところ想定していました岩盤が確認できなかったことなどにより、のり面対策

の調査、検討及び対策工の実施などに時間を要したため、事故繰越となったものです。なお、工事の完成は7月末の見込みでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業費ですが、この案件は、高知市一宮において実施しておりました志奈弥川広域河川改修工事の河道拡幅に伴う山側ののり面掘削の施工途中で受注者が倒産し、残工事の再発注に時間を要したため、事故繰越となったものです。なお、工事の完成は9月末の見込みでございます。

以上で、6月議会におけます土木部の議案などの総括説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈建設管理課〉

◎三石委員長 初めに、建設管理課の説明を求めます。

◎今西建設管理課長 それでは建設管理課からは、条例その他の議案1件をお諮りさせていただきます。

右肩に③と書きました、条例その他の議案の30ページをお開きください。

第19号議案は、県道春野赤岡線（浦戸大橋1-2工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。この事業の内容は、浦戸大橋が昭和47年の完成であり、大規模地震による落橋等が懸念されることから耐震工事を行うもので、昨年の9月議会で議決をいただき、ショーボンド・福留・北村特定建設工事共同企業体と請負契約を締結しております。

今回の議案は、締結した契約の一部を変更し、契約金額を14億1,960万円から15億5,386万200円に変更させていただくものでございます。

説明は、建設管理課のインデックスのあります参考資料のA3のカラーの用紙で説明をさせていただきます。

変更箇所は、A3の資料の上に全体図がございます。全体図1-2工区の補強工事のうち、P3橋脚でございます。こちらの橋脚は海中部分にありますので、この橋脚に耐震化工事を施すには締め切って海水を除去する必要があります。今回の契約変更は、その仮締切工法の見直しを行うものです。

左下の図をごらんください。当初は護岸管理者である国との事前協議や現地での潜水調査などをもとに鋼管矢板を打ち込み、海水を除去し、重機で掘削を行う一般的な工法で設計し、橋脚の基礎を囲む赤い点々がございますが、赤い点々に鋼管矢板を打ち込む予定でした。

しかしながら、浦戸大橋が完成した後、橋脚に近接する護岸と一体として設置された被覆石が橋脚の基礎に大きく重なっていることが、契約後に護岸管理者からの申し出により判明いたしました。

鋼管矢板を打ち込む当初の工法では、この被覆石を多量に撤去する必要がありますが、これを行いますと近接する護岸の本体が不安定となることから、できるだけ影響が少ない仮締切工法を検討いたしました。

右下の採用工法をごらんいただきたいと思います。

今回採用しようとする工法は仮締切STEP工法でございます。この工法は鋼管矢板を打ち込む一般的な工法とは異なり、平面図のとおり、橋脚の基礎の上で締め切る工法でございます。被覆石の撤去範囲を最小限にとどめることが可能となります。

しかしながら、被覆石の撤去作業を水中で行わなければならないことや、作業のスペースが狭いため機械掘削を行うことができず、水中での潜水夫によるジェットポンプの土砂吸い出し作業を繰り返して行う必要がございます。加えて、ジェットポンプなどの水中作業にかかる機械の使用料が高価であることや、機械掘削から人力掘削への変更によって掘削効率が著しく低下することなどから、今回増額補正をさせていただくものでございます。

契約変更による増加額の1億3,426万200円のほとんどが、この工法の変更によるものでございます。

以上、建設管理課からの説明を終了いたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

#### 〈道路課〉

◎三石委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎堀田道路課長 それでは道路課から、条例その他議案2件をお諮りいたします。

それでは、③条例その他議案の22ページをお開きください。

1件目は議案第11号、高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案でございます。

この条例は、国の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を引用及び参酌して県道に設ける道路標識の寸法を定めておりますが、その国の命令がことしの3月に一部改正されたことを受けまして、引用規程の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、参考資料により御説明させていただきます。土木部参考資料の道路課のインデックスのページをお開きください。

1ページでございますけども、そこに記載のとおり、非常電話、待避所、非常駐車帯の標識番号をそれぞれ116の2を16の4に、116の3を116の5に、116の4を116の6に改めるものです。

今回の道路標識の番号が変わりました理由ですが、2ページに国の命令の改正内容の新旧対照表をつけておりますのでごらんください。

その表の上の端のサービス・エリア、道の駅及び距離新番号 116 番と下の端のサービス・エリア、道の駅の予告新番号 116 の 2-C の二つの標識が新たに追加されたこと等によりまして、標識番号が変わったものでございます。

この中で、本県の県道に設置します標識、まさしく本県の条例に関係します、次のページの上の表から 3 番目の非常電話、待避所、非常駐車帯の三つの方式について改正するものでございます。

そのほかの標識につきましては高速道路につけるものですので、本県の条例には盛り込んでございません。

続きまして、次の議案に移らせていただきます。

もう一度③条例その他議案の 27 ページをお開きください。

議案第 16 号、権利の放棄に関する議案でございます。

高知県道路公社の解散に伴います借入金の弁済を、保証人である県が公社にかかわって弁済したことによって生じます求償権に係る債権の回収が不能であるため、当該債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、県議会の議決をお諮りするものでございます。

こちらも詳細につきましては、参考資料で御説明させていただきます。道路課のインデックスの 4 ページをお開きください。

初めに高知県道路公社についてです。道路公社は、有料道路を整備・運営し、交通の円滑化を図り、住民の皆様福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、平成 2 年 5 月に設立され、平成 7 年 7 月に有料道路高知桂浜道路の供用を開始しました。

当初の料金徴収の許可期間は平成 37 年 4 月までの 30 年間でしたが、昨年平成 25 年 12 月議会におきまして、公社の解散同意の議決をいただき、ことしの 3 月 31 日に解散してまいります。これによりまして、同日付で県に高知桂浜道路が帰属し、その後、無料で通行できることとなっています。

次に、今回権利の放棄をお願いすることになりました、求償権が生じた借入金の弁済について御説明いたします。

道路公社が解散するに当たりまして、高知桂浜道路を建設するために国等から借り入れた資金の未償還分などについて、債務保証をしました県に弁済の依頼があり、以下の理由から道路公社にかかわって県が弁済を行いました。

一つ目は、道路公社の経営は、市中銀行からの借りに依存しており、金利上昇によってさらに負債が増加するリスクを抱えておりましたが、借入金を弁済することによってこれを回避することができること。二つ目は、仮に現状レベルの収支を維持できたとしても、供用開始当初の料金徴収期間が満了する平成 37 年 4 月には約 34 億円の債務が残り、設立団体である県に単年度に多額の財政負担が生じる見込みでしたが、弁済に第三セクタ

一等改革推進債を活用することで財政負担を分散することができること。最後は、道路を無料開放することにより、高知市南部と中心部とを結ぶ道路の渋滞を緩和することができることの3点でございます。

道路公社の国、地方公共団体金融機構への未償還金と幡多信用金庫からの借入金は、平成25年度末時点で合わせて約35億円となっており、このうちの34億4,000万円について、県が公社にかわって3月20日に弁済いたしました。

次に、求償権の放棄について御説明いたします。

県が道路公社にかわって弁済したことによりまして、道路公社に対して県には求償権が生じますが、道路公社は既に解散をしており、現在は清算事務を進めているところであり今後収益がないこと。また、道路公社が所有していました道路施設は3月31日に既に県に帰属しており、道路公社が所有してます道路に関する資産はないことから債権の回収は不能であり、今回放棄をお諮りするものでございます。

なお、道路公社の清算は9月末ごろに完了する予定でございます。

以上で道路課の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

#### 〈建築指導課〉

◎三石委員長 次に、建築指導課の説明を求めます。

◎西本建築指導課長 それでは第12号議案、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について説明させていただきます。

新旧対照表で説明させていただきますので、お手元の資料④のインデックスがある資料ですが、議案説明書(条例その他)という資料の71ページをお願いいたします。

高知県手数料徴収条例第55条の4で、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務の手数を定めた表のうち、一番下の行からの下線を引いてある部分で、事務の内容として、エネルギー使用の合理化に関する法律の規定を引用しておりますが、この法律の名称がエネルギー使用の合理化等に関する法律と、「等」が追加されたことに伴いまして、新旧対照表のとおり整理を行おうとするものでございます。

建築指導課の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で土木部の議案を終わります。

続いて、土木部から3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受

けることといたします。

#### 〈建設管理課〉

◎三石委員長 まず、須崎土木事務所における収入印紙の不適正管理について、建設管理課の説明を求めます。

◎今西建設管理課長 それでは建設管理課から、須崎土木事務所における収入印紙の不適正管理について御報告させていただきます。

それではお手元の資料の赤のインデックス、建設管理課の1ページをお願いします。

まず、須崎土木事務所における収入印紙の不適正管理について御報告させていただきます。

概要でございますが、平成26年5月20日に須崎土木事務所におきまして、出納簿に記載のない収入印紙1万9,605円分があることが判明いたしました。

その後の調査でわかったことを1の事案概要に記載しております。

まず平成18年度から平成19年度にかけて、須崎土木事務所が四万十町事務所高速道用地課に対して収入印紙を交付しておりました。交付回数は確認させていただきますと11回でございます。これは高速道の用地等の売買契約に貼付するためのものでございます。

その後、平成20年3月31日時点で、四万十町事務所の当時の管理職員が収入印紙の残りが合計2万2,805円であったことを確認していることが、出納補助簿の記帳と押印で認められております。また、同日付で高速道用地課は廃止され、収入印紙は不要となったことから、平成20年4月ごろに須崎土木事務所に未使用分が返戻されております。

本年5月20日に簿外保管されていた収入印紙1万9,605円分と、最後に四万十町事務所で確認された平成20年3月末時点の出納補助簿との照合の結果、収入印紙が3,200円分不足していることがわかりました。さらに、その後、須崎土木事務所内を確認したところ、6月17日には簿外保管の1,000円分の収入印紙の存在が判明しました。

平成19年度以降、収入印紙の取り扱いに関与したと思われる職員15名全員から事情聴取を行った結果は、中ほどに記載しております1、2、3のとおりでございます。

まず、平成20年3月までの四万十町事務所における管理は適正に行われていた。2として、四万十町事務所高速道用地課の廃止に伴い、いつ、だれが須崎土木事務所に収入印紙を運び、だれが受け取ったのか。また、その後の保管状況は特定ができなかった。3として、平成23年6月ごろまたは平成22年の当初というお話もありますが、そのころに収入印紙の存在を職員が確認したが、その後、上司への報告やどうしてその収入印紙だけが存在しているかといった調査が行われないうまま、代々職員間で不適正な管理が続いたといったこととございました。

その後、平成20年度以降の須崎土木事務所の出納簿と契約書、原本をすべて突合いたしました。不足している収入印紙が使われたと思われる契約書はございませんでした。

以上を踏まえ、何が問題だったのかを、その下の2、今回の事案問題点にまとめました。

すべてに共通して言えることは、基本的な公物管理に対する認識の欠如であり、その結果、1ボツとして、受領者側が適正に記帳管理ができていないこと。2ボツとして、記帳されていないため、出納員及び物品管理者のチェックができなかったこと。3ボツとして、組織的な情報共有に至らず、適正な調査が行われなかったことなどが挙げられます。

土木部としては、公金等の厳正な取り扱いを職員一人一人に改めて徹底するべく、3、土木部の対応の(1)にありますように、土木部全所属長に対して土木部長通知を6月20日付けで発送しました。あわせて(2)のとおり、同様の事例の有無を確認するために、同日付で土木部全所属長に対して照会を行いました。

その結果、土木部全所属から6月25日までに報告がございました。そのうち、中央西土木事務所において、地権者や市町村など外部あてへの送付書類に同封した、切手を張った返信用封筒が相手方が直接持参したことなどで未使用で返却され、その未使用の切手を出納簿に受入記帳がされないまま、職員が保管していた事例がございました。直ちに、この事案は出納簿に記帳のうえ、適正管理するように改めました。

また、その下の(3)不足分への対応といたしましては、須崎土木事務所幹部によって不足している2,200円分の収入印紙を現物弁償することといたしました。

なお、今後の全庁的な対応としましては、会計管理者から全所属長あてに注意喚起の通知を発出することとしております。

以上、今回の事案の概要について御説明いたしました。このような不適正事案が発生しましたことを改めて深くおわび申し上げますとともに、こうしたことが再び起きることがないように職員一同気を引き締めて業務に当たってまいります。どうか引き続き、御指導御助言を賜れますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、損害賠償金の納付状況について、建設管理課の説明を求めます。

◎今西建設管理課長 次に、さきの独占禁止法違反に基づく損害賠償金の納付状況についてでございます。

資料の2ページをお願いします。

さきの独占禁止法違反事案に基づく損害賠償につきましては、請負契約書に基づく分と民法上の不法行為に基づく分の合計54件、14億8,700万円余りを請求し、先週末時点で納付済額が13億8,900万円余り、割合で全体の93.4%、分割納付残額が9,700万円余りで全体の6.6%、未納額はゼロとなっております。

2月定例会以降これまでの納付状況につきましては、右端の納付日が赤字になっている部分のとおり、3月20日、5月30日、6月13日に、それぞれ損害賠償先業者から遅延利息分も含め賠償金を完納いただきました。

なお、分割納付分が残っておりますが、いずれも予定どおり納付されており、計画どおり納付されますと、平成29年度には全額納付される見込みでございます。

それまでは納付状況に注意を払い、適正な債権管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

#### 〈公園下水道課〉

◎三石委員長 次に、高須浄化センターの次期下水汚泥処理システムと監理委託について、公園下水道課の説明を求めます。

◎長野公園下水道課長 公園下水道課の報告事項について御説明いたします。

報告事項の公園下水道課インデックスのページをお開きください。

高須浄化センターの次期下水汚泥処理システムと監理委託について御報告いたします。

初めに、現在高須浄化センターで使用している焼却炉の耐用年数は平成31年度までとなっており、新たな施設を建設するとすれば約6年の期間が必要であり、今年度早々に新たなシステムを決定する必要がありましたので、その内容について御報告いたします。

①の現状といたしましては、高須浄化センターは高知市、南国市、香美市の3市にまたがる浦戸湾東部流域3,702ヘクタールの区域の下水と高知市の下知・潮江両処理場で発生する高濃度汚泥を処理しております。平成2年4月より供用を開始し、平成24年度末では約19万人分の脱水汚泥、年間約1万9,000トン进行处理し、そのうち約1万8,000トンをセメント会社1社とコンポスト会社2社でリサイクルをしております。残りの約1,000トンは、焼却炉の維持管理のため焼却処分をしております。

この焼却炉ですが、平成22年に太平洋セメントが閉鎖したことによりリサイクル処分が困難な状況になりましたので、急遽修繕し運転を再開いたしました。

③の将来予測としましては、下水汚泥の量は新たなシステムの稼働時の平成32年度から、耐用年数を20年とした場合平成51年度時点まで増加し、現在より37%ほど多い2万6,000トンになると想定しております。これは、人口は将来減少いたしますが、下水道の面整備が進むことによって汚泥の量が増えるためと考えております。

以上のことを考慮いたしまして、新たな下水汚泥処理システムの構築について検討をしてまいりました。検討内容については裏面をごらんください。

処理方法について三つのケースで検討を行いました。

まずケース1の施設を建設しない場合で、これは現在と同様に脱水汚泥をセメント会社1社及びコンポスト会社2社へ場外搬出する方法です。しかし、現在と少し違う点は焼却炉がございません。

次に、ケース2の処理施設を建設する場合です。そのうち①は、汚泥を焼却炉で焼却し、焼却灰を埋立処分する方法です。②は、燃料化施設により汚泥を燃料化し、できた燃料を資材として有効利用する方法です。

次に、ケース3の消化施設を建設する場合です。消化施設で汚泥を約3分の2に減量化し、脱水汚泥をセメント会社1社及びコンポスト会社2社へ場外搬出する方法です。

これらのケースを評価するにはあたっては、経済性、廃棄物の安定性、地域貢献、資源循環性、環境性の五つの項目で評価いたしました。また、五つの評価の重みづけも行っております。その結果、経済性が一番重要であるという意見が多かったので、経済性を一番重視しております。

それぞれのケースの特徴ですが、まずケース1は新たな施設をつくらないため建設費はかかりません。しかし、汚泥の量が多いということで処分費用が割高となり、トータルの経済性で少し劣りますので、評価は普通となります。ケース2の①では、焼却炉の建設が割高で汚泥を燃やしCO<sub>2</sub>も発生するので、資源の循環性や環境の面から評価が低くなります。ケース2の②は、燃料化する施設の建設費が割高で、できた燃料を受け入れる施設が県外にしかないので、地域貢献の面で評価が低く、評価がやや低くなります。ケース3は建設費が最も安価で、汚泥の量が減り汚泥処分費が安くなるので、維持管理費も含めたトータルで一番安価となり、評価は高くなります。

以上のことからケース3の評価が一番高く、新たな下水汚泥処理システムは消化施設を建設する方法に決定いたしました。

この消化システムの特徴ですが4点ございまして、まず1点目は、消化施設により下水汚泥を発酵させることでバイオガスが発生し、汚泥の中の有機分が分解され、汚泥量が約3分の2に減量化されます。2点目は、発酵したガスで発電し、その発電した電力を場内で利用します。場内で使用している電力の約35%程度が賄えることとなります。電気代の節約にもなります。3点目は、買電の電力量が削減できますので、その分CO<sub>2</sub>の削減にも寄与いたします。4点目に、経済性において一番安く、3市の負担金額も現在とほぼ同じくらいになる見通しです。

もとのページ、概要にお戻りください。

④の決定方法のプロセスとしましては、流域3市の部局長・課長で構成する浦戸湾東部流域下水道連絡幹事会で方向性を決め、また民間の方や学識経験者や下水道の分野の専門家などで構成する下水汚泥有効利用検討委員会で資源循環の観点から評価していただきました。そしてこのことを踏まえ、本年5月22日に3市長と土木部長で構成する浦戸湾東部

流域下水道連絡協議会で処理方法を決定いたしました。

⑤の今後の予定についてですが、本年度中に消化施設の基本設計を、来年度に詳細設計を行い、平成 28 年度中に積算設計書の作成、入札等の手続を行いまして契約を完了したいと考えております。そして実際の工事は、平成 29 年度から平成 31 年度の 3 カ年で行い、平成 32 年度の供用開始を目指したいと考えています。

次に、高須浄化センターの運転管理の委託期間が今年度末で終了することから、次期の包括民間委託について御報告申し上げます。

高須浄化センターの運転管理などの維持管理については、すべて 3 市の負担金で賄われております。維持管理については、平成 2 年の供用開始時から下水道公社で行っていましたが、平成 20 年度で下水道公社を廃止し、平成 21 年度から民間事業者へ委託することでコスト縮減を図っております。

包括的民間委託により、運転管理業務に加え小規模な修繕や物品・光熱水費の調達など複数の業務を一括して、複数年契約しております。今までの委託期間としては、ごらんとおり 2 期ありまして、来年度からは第 3 期目となります平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年を予定しております。

包括委託の評価としては、民間委託を導入したことで下水道公社で管理していたときより年間約 4,000 万円のコスト縮減が図られたと試算しております。また、放流水質の基準なども毎月検査をしており、運転管理についても適正に行われております。また、有識者 4 名、行政 3 名の計 7 名からなる浦戸湾東部流域高須浄化センター包括的民間委託評価委員会を設置し、第三者による業務の検証、評価も行っております。

今後のスケジュールですが、9 月議会に第 3 期の包括的民間委託の経費の債務負担行為をお諮りしたいと思っております。そして 12 月に WTO による入札公告を行い業者を決定し、来年の 2 月末には契約を完了、そして 2 月議会に契約の御報告をしたいと考えております。

以上で公園下水道課の報告を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 去年の 9 月にオーストリアでバイオガスの発電施設、小さなものを見てきたんですが、1 カ所は牧草を発酵させてやる、これは普通に動いてましたね。それで木のチップを発酵させる分は実験施設でつくってまして、これはもう既存の技術があるんですか、この下水汚泥を発酵させるやつは。

◎長野公園下水道課長 全国では幾つかやられておるところありまして、だんだん技術が進んでおるんで、その設計段階で新しい技術を取り入れたいとは考えてます。

◎中面委員 そしたら、今のところまだできてない。既存の資料はありますか、そちらに。

◎長野公園下水道課長 全国では事例が何カ所かはございます。

◎中面委員 わかりました、後で。

◎三石委員長 ほかに。

それでは質疑を終わります。

以上で土木部を終わります。

◎三石委員長 これより採決を行います。今回は議案数 5 件で、予算議案 1 件、条例その他議案 4 件であります。

それでは採決を行います。

第 11 号議案、高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第 11 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 12 号議案、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第 12 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 16 号議案、権利の放棄に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第 16 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 19 号議案、県道春野赤岡線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第 19 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 20 号議案、平成 26 年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第 20 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎三石委員長 次に、決議を議題といたします。

決議案1件が提出されております。

将来にわたる持続可能な公共交通システムの確立を求める決議案が自由民主党、日本共産党、公明党、県政会、県民クラブ、南風、みどりの会から提出されておりますので、手元に配付しております。

決議案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 全会一致やき、なし。

◎三石委員長 正場に復します。

この決議は、当委員会の委員全員をもって提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、あすの委員会は休会で、7月2日水曜日の10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。

(16時36分閉会)